

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

社会福祉法人 敬 羨 会
箱 田 苑 居宅介護支援事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(事業所番号 3471700017)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. サービスの利用に関する留意事項.....	4
7. 虐待の防止に関する事項について.....	4
8. 公正中立の確保について.....	5
9. 苦情の受付について.....	5
10. 施設内事故等の対応について.....	5

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 敬 羨 会
- (2) 法人所在地 広島県府中市木野山町箱田奥甲 1538 番地
- (3) 電話番号 0847-68-2585
- (4) 代表者氏名 理事長 瀧 野 康 子
- (5) 設立年月 1995年8月7日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 介護を必要とする利用者に居宅生活を継続する上で必要なサービスを利用者の意思を踏まえ計画作成し、提供サービスの管理調整を行う
- (3) 事業所の名称 箱田苑居宅介護支援事業所・1999年7月30日指令福セ第4号
- (4) 事業所の所在地 広島県府中市木野山町箱田奥甲 1538 番地
- (5) 電話番号 0847-68-2775
080-2933-7703【携帯電話】
- (6) 事業所長（管理者）名前 高 尾 尚 美
- (7) 当事業所の運営方針 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービス計画を作成・変更し、各提供機関のサービス管理に努める。
- (8) 開設年月 1999年7月30日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 府中市全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（日曜日は携帯電話対応）
受付時間	月～土・祝祭日 8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	月～土・祝祭日 8時30分～17時30分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤
1. 事業所長（管理者）	1	
2. 介護支援専門員	1	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

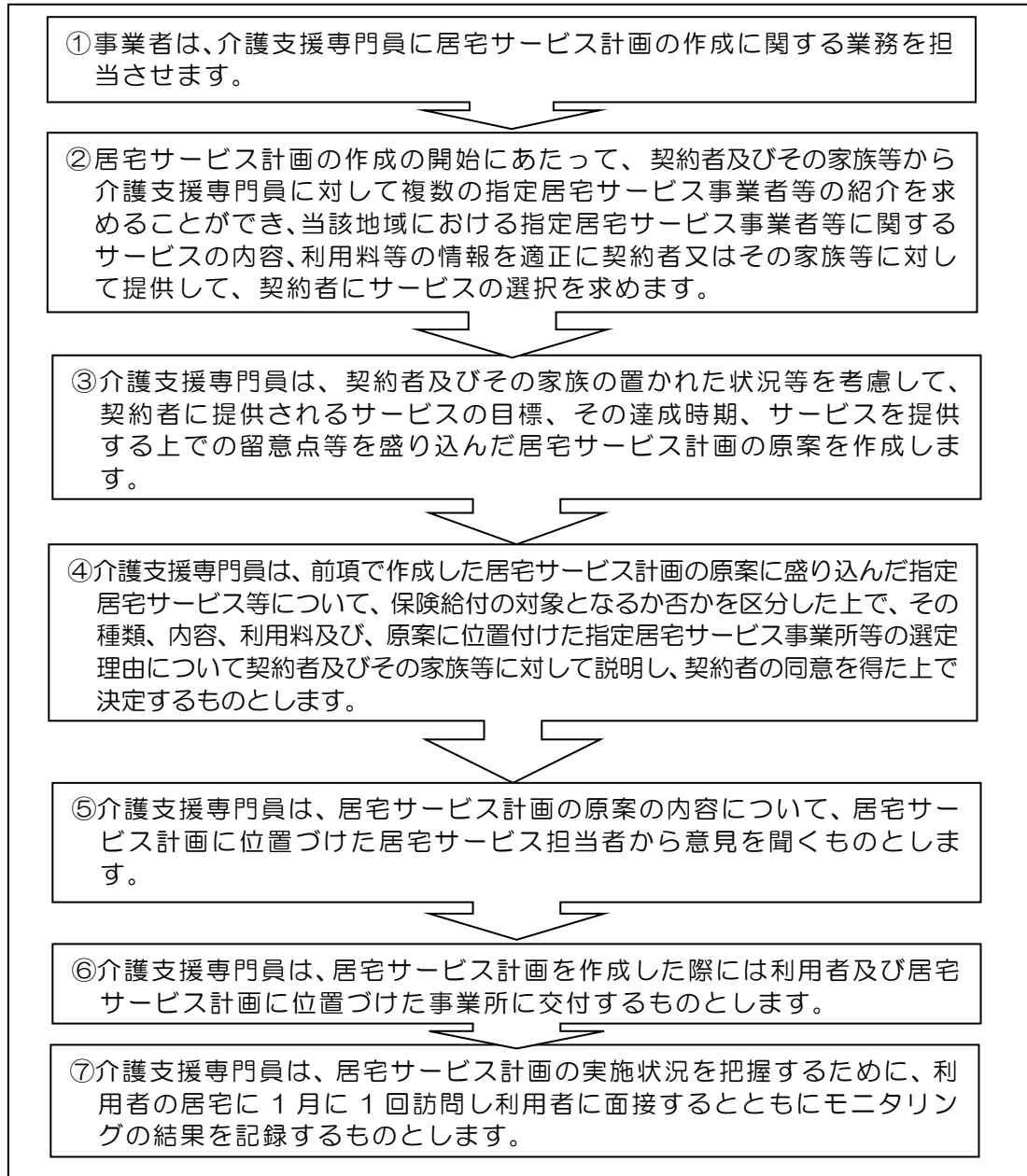
（1）サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

＜サービスの内容＞

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

利用者お一人につき	要介護度 1・2	要介護度 3・4・5
金額	10,860円	14,110円

項目		サービス内容略称	単価	備考
基本報酬	居宅介護支援費Ⅰ	要介護1	¥ 10,860	介護支援専門員1人当たりの取扱い件数が45未満の場合
		要介護2	¥ 10,860	
		要介護3	¥ 14,110	
		要介護4	¥ 14,110	
		要介護5	¥ 14,110	
	居宅介護支援費Ⅱ	要介護1	¥ 5,440	介護支援専門員1人当たりの取扱い件数が45件以上60件未満
		要介護2	¥ 5,440	
		要介護3	¥ 7,040	
		要介護4	¥ 7,040	
		要介護5	¥ 7,040	
	居宅介護支援費Ⅲ	要介護1	¥ 3,260	介護支援専門員1人当たりの取扱い件数が60件以上
		要介護2	¥ 3,260	
		要介護3	¥ 4,220	
		要介護4	¥ 4,220	
		要介護5	¥ 4,220	
加算	事業所評価に係る加算	特定事業所加算Ⅰ	¥ 5,190	
		特定事業所加算Ⅱ	¥ 4,210	
		特定事業所加算Ⅲ	¥ 3,230	
		特定事業所加算(A)	¥ 1,140	
		特定事業所医療介護連携加算	¥ 1,250	指定された期間からターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定
	個別に実施した場合に係る加算	入院時情報連携加算Ⅰ	¥ 2,500	入院当日に情報提供
		入院時情報連携加算Ⅱ	¥ 2,000	入院後3日以内に情報提供
		退院・退所加算Ⅰイ	¥ 4,500	連携1回
		退院・退所加算Ⅰロ	¥ 6,000	連携1回+カンファレンスに参加
		退院・退所加算Ⅱイ	¥ 6,000	連携2回
		退院・退所加算Ⅱロ	¥ 7,500	連携2回+カンファレンスに参加
		退院・退所加算Ⅲ	¥ 9,000	連携3回+カンファレンスに参加
		通院時情報連携加算	¥ 500	
		緊急時等居宅カンファレンス加算	¥ 2,000	
		ターミナルケアマネジメント加算	¥ 4,000	
初回加算	¥ 3,000			

※ 看取り期における支援として、退院時にケアマネジメント業務を行ったものの死亡により利用に至らなかった場合、請求にあたっての必要な書類が整備されていれば居宅介護支援費を算定。

※ 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて、介護保

険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、自己負担は発生しません。但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する事ができない場合は、上記のサービス利用料金の金額を一旦、お支払いいただく場合がございます。

（２）交通費（契約書第 8 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、通常の事業実施地域を超えた地点からご契約者宅との間の要した交通費の実費をいただきます。ただし、自動車を使用した場合は、路程 1 キロメートルあたり 8 円を実費としていただきます。サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（２）介護支援専門員の交替（契約書第 7 条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 虐待の防止に関する事項について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3)その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針の整備等）

(4)事業者は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報することとします。

8. 公正中立の確保

利用者に提供される指定居宅サービス等が不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、居宅介護支援の提供開始に際し、前 6 月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合の説明を行います。

9. 苦情の受付について（契約書第 19 条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 管理者 高尾尚美 [連絡先] 0847-68-2775

[携 帯] 080-2933-7703

○受付時間 毎週月曜日～土曜日（日曜日は携帯電話対応） 8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

府中市 介護保険課 介護福祉係	所在地 広島県府中市府川町 315 電話番号 0847-40-0222 受付時間 8：30～17：15 閉庁日 土日祝 年末年始（12月29日～1月3日）
国民健康保険団体連合会	所在地 広島県広島市中区東白島町 19-49 電話番号 082-554-0783 受付時間 8：30～17：15 閉庁日 土日祝 年末年始（12月29日～1月3日）
広島県社会福祉協議会 広島県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 広島県広島市南区比治山町 12-2 電話番号 082-254-3419 受付時間 8：30～17：00 閉庁日 土日祝 年末年始（12月29日～1月3日）

10. 施設内事故等の対応について（契約書第 11 条参照）

当施設ご利用中に施設内においての状態急変・事故等について、箱田苑「緊急時マニュアル」に基づき処置を行い、通院必要な場合には直ちに緊急時協力医療機関へ搬送いたします。また同時にご家族へもご連絡し、正確な情報提供に努めます。

※ 詳しくは箱田苑「緊急時マニュアル」によって対応いたします。

年 月 日

指定居宅介護支援サービスについて、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

箱田苑居宅介護支援事業所

説明者職名 ケアマネージャー 名前 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者住所 名前 印

代筆者住所 名前 印

(家族 / 身元引受人 / 代理人)

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条～第13条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 損害賠償について（契約書第14条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④契約者が長期入院された場合
- ⑤事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑥当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を廃止、休止した場合
- ⑦ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑧事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |
|---|

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|